

平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止等住民訴訟事件

原告 深澤洋子 外43名

被告 東京都知事 外4名

原告最終準備書面(1)(財務会計行為論)弁論要旨

2008年11月25日

東京地方裁判所民事第3部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 谷 合 周 三

本案前及び財務会計行為に関しては、ダム使用権設定申請の取下げを怠る事実の違法性(最終書面(1)14頁第4)など、論点がいくつかありますが、ここでは、以下の2点に絞って、原告らの主張の要点を述べます。

1 治水負担金支出の違法性(最終書面(1)7頁第2、16頁第5)

(1) 被告準備書面(15)79頁第6 2 治水負担金に関する主張

先行行為である国土交通大臣の納付命令は、河川法63条1項に基づくものであって、東京都には、納付命令を是正する権限はなく、納付命令に応じて行う負担金支出は、財務会計法規上の義務に違反する違法なものではない。

(2) しかし、東京都には、大臣の納付命令に対し、それが違法である場合には、これを拒否する権限も義務もある。

すなわち、(原告最終書面(1)17頁1行目以下)既に述べてきたとおり、ハツ場ダムによって、東京都が治水上、「著しく利益を受ける」(河川法63条)ことはなく、また、ハツ場ダムのダムサイトの危険性、地すべりの危険性は、ハツ場ダムが、河川法3条2項の河川管理施設としての効用を備えているとはいえないことを明らかにするものである。

さらに、ハツ場ダムは、環境アセス義務を怠った違法な事業であり、東京都が違法な事業に公金を支出することは、地方自治法2条16項に違反し、許されない。

そして、(原告最終書面(1)18頁2以下) 東京都が、国から、河川法違反など違法な負担金の納付命令を受けた場合には、東京都は、地方財政法25条3項に基づき、負担金を拒否すべき義務がある。

すなわち、違法な事業のための納付命令に対しては、東京都は、これを拒否する義務があり、この拒否権を行使できる立場にある。

それにもかかわらず、東京都が、その義務に違反して治水負担金を支出した場合には、その支出が、端的に、住民訴訟上、違法と評価されることとなる。

2 利水負担金支出の違法性（最終書面（1）11頁第3 1）

（1）被告準備書面（15）75頁第6 1 水道局長の利水負担金に関する主張

ダム使用権設定予定者は、特ダム法7条1項、政令に基づき建設費用を負担する義務がある

先行行為である国土交通大臣の納付命令は、同法令に基づくものであって、水道局長には、納付命令を是正する権限はない

先行行為である国土交通大臣の納付命令は、著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するとはいえない

（2）しかし、被告は、東京都に、ダム使用権設定予定者として、ハッ場ダムの建設費用を負担する義務が生じる根拠が、東京都が、ハッ場ダムによる利水が必要であるとして、ダム使用権設定申請をしているという点にあることについては、一切、触れていない。

（原告最終書面（1）13頁5行目以下）そもそも、「特ダム法は、地方公共団体が、自ら利水の必要性があるとして、ダム使用権設定申請を行い、ダム建設計画に参加した場合には、当該地方公共団体は、その建設費用等のうちの一部を負担することとしているのであって、各地方公共団体にとっての利水の必要性の有無は、もっぱら、当該地方公共団体が判断すればよく、かかるダム建設への参加について、国からの指示や強制等は一切ないのである。したがって、一旦、ダム使用権設定申請を行った地方公共団体は、利水の必要性がない場合には、いつでも、自由に、ダム使用権設定申請を取り下げて、負担金の支出を免れることができるのである。」

したがって、東京都がハッ場ダム建設のための利水負担金を支出することが違法か否かの判断は、東京都が国土交通大臣の納付命令に拘束されるかどうか、納付命令が著しく合理性を欠くかどうかなどによって左右されるものではなく、端的に、東京都に、ハッ場ダムによる利水の必要性があるのか、ないのかによって、判断されるべきことである。

そして、東京都に、ハッ場ダムによる利水の必要性がないことは、既に述べたところから明らかであるから、東京都が、ハッ場ダム建設計画に参加し続けて、今後、漫然と利水負担金を支出し続けることは、違法との評価を免れない。

以上